

2025 年版設備設計一級建築士講習テキスト正誤表

(公財)建築技術教育普及センター

2025 年版設備設計一級建築士講習テキストの一部に誤りがありましたので、下表に示す誤りの部分を正しいものに訂正をしてください。

編・章・節	頁数	行数・図表式番号等	正	誤
第 1 編第 1 章	20	35 行目	SDGs	SGDs
〃	73	2 行目	デッドスペース	デットスペース
〃	119	39 行目	発信	発振
〃	136	38 行目付近	$(K_1) Q_h$	$(K_1) Q_h$
第 1 編第 2 章	239	23 行目	(表 10-11)	(表 10-12)
〃	248	21 行目	放流水質基準	放流水流水質基準
第 1 編第 2 章	293	41 行目	(2-19)	(2-18)
第 1 編第 5 章	435	31 行目	$62.8\text{W}/\text{m}^2 \times 10,000 \text{ m}^2 = 628\text{kW}$	$69\text{W}/\text{m}^2 \times 10,000 \text{ m}^2 = 690\text{kW}$
〃	435	32 行目	$74.3\text{W}/\text{m}^2 \times 10,000 \text{ m}^2 = 743\text{kW}$	$61.6\text{W}/\text{m}^2 \times 10,000 \text{ m}^2 = 616\text{kW}$
〃	435	34 行目	$74.3\text{W}/\text{m}^2$	$61.6\text{W}/\text{m}^2$
〃	435	35 行目	$85.2\text{W}/\text{m}^2$	$104.9\text{W}/\text{m}^2$
〃	435	36 行目	$85.2\text{W}/\text{m}^2 \times 10,000 \text{ m}^2 = 852\text{kW}$	$104.9\text{W}/\text{m}^2 \times 10,000 \text{ m}^2 = 1,049\text{kW}$
〃	435	36 行目	628kW	690kW
〃	435	37 行目	1,480kW	1,739kW
〃	435	42 行目	$(628+852) \times 0.6 / 1.0 = 888\text{kW}$	$(690+1,049) \times 0.6 / 1.0 \approx 1,043\text{kW}$
〃	436	4 行目(表 3-2)	1,480kW	1,739kW
〃	436	4 行目(表 3-2)	888kW	1,043kW
〃	436	8 行目	最大需要電力は 888kW	最大需要電力は②のように 1,043kW
〃	436	11 行目	$\{888 / (0.85 \times 0.9)\} \times 1.1 \approx 1,277\text{kVA}$	$\{1,043 / (0.85 \times 0.9)\} \times 1.1 \approx 1,500\text{kVA}$
〃	436	12 行目	$62.8\text{W}/\text{m}^2$	$69 \text{ W}/\text{m}^2$
〃	436	13 行目	$85.2\text{W}/\text{m}^2$ 、合計で $148\text{W}/\text{m}^2$	$104.9\text{W}/\text{m}^2$ 、合計で $173.9\text{W}/\text{m}^2$
〃	436	14 行目	$1,277 \times (62.8 / 148) \approx 542\text{kVA}$	$1,500 \times (69 / 173.9) \approx 595\text{kVA}$
〃	436	15 行目	$1,277 \times (85.2 / 148) \approx 735\text{kVA}$	$1,500 \times (104.9 / 173.9) \approx 905\text{kVA}$
〃	436	26 行目付近(表 3-3)	542kVA	595kVA
〃	436	28 行目付近(表 3-3)	735kVA	905kVA
〃	436	28 行目付近(表 3-3)	$500\text{kVA} \times 1 \text{ 台} + 300\text{kVA} \times 1 \text{ 台} = 800\text{kVA}$	$500\text{kVA} \times 2 \text{ 台} = 1,000\text{kVA}$
〃	436	29 行目付近(表 3-3)	1,700kVA	1,900kVA
〃	436	30 行目	合計で 1,700kVA	合計で 1,900kVA
〃	436	30 行目	延べ面積当たり $170\text{VA}/\text{m}^2$	延べ面積当たり $190\text{VA}/\text{m}^2$
〃	436	31 行目	中央値 $189.6\text{VA}/\text{m}^2$	中央値 $170.7\text{VA}/\text{m}^2$ 、平均値 $186.5\text{VA}/\text{m}^2$

〃	436	36 行目	<u>1,000kVA</u>	<u>1,200kVA</u>
〃	436	37 行目	<u>1,000kVA / 3</u> ≒ <u>333kvar</u>	<u>1,200kVA / 3</u> ≒ <u>400kvar</u>
〃	436	39 行目	<u>79.8kvar</u> ×4 台	<u>106kvar</u> ×4 台
〃	436	39 行目	(<u>106kVA</u> ×3 台とする考え・・・	(<u>160kVA</u> ×3 台とする考え・・・
〃	437	10 行目付近(図 3-3) 高圧進相コンデンサ	<u>4.79kvar</u> ×4	<u>6.38kvar</u> ×4
〃	437	10 行目付近(図 3-3) 高圧進相コンデンサ	<u>79.8kvar</u> ×4	<u>106kvar</u> ×4
〃	437	10 行目付近(図 3-3) 一般動力 (左側)	<u>300kVA</u>	<u>500kVA</u>
第 1 編第 5 章	446	2 行目	$f = 6 - 6 \times (1 - 1/6)^{14} = 5.53$	$f = 6 - 6 \times (1 - 1/6)^{14} = 5.53$
〃	446	35 行目	(<u>31.55 + 32.86</u>) ÷ <u>2</u> = <u>32.2</u>	(<u>31.55 + 32.86</u>) ÷ <u>2</u> = <u>32.2</u>
〃	449	14 行目	<u>1.6 × 15 × 3.6</u> = <u>86.4</u>	<u>1.6 × 15 × 3.6</u> = <u>86.4</u>
〃	449	25 行目	(<u>0.33 × 7</u>) = <u>4,900</u>	(<u>0.33 × 7</u>) = <u>4,900</u>
第 3 編第 1 章	485	4 行目	運用保全・改修・廃棄	運用保全・改修・ <u>運用保全</u> ・廃棄
〃	499	11 行目	市街地建築物法は、	市街地建築物法、
〃	505	9 行目	支える部分以外	支えるものを除く。
〃	507 508	43 行目 1 行目	その他法施行令第 19 条第 1 項で定めるものの居室のうち居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他法施行令第 19 条第 2 項で定める居室について	及び令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等の居室のうち、就寝、休息等日常生活の基本となる場である居室又は児童、老人、障害者等といった健康上の配慮を要する者が継続的に通い、日中の大部分を過ごす居室について
第 3 編第 2 章	515	11 行目	建築物特定施設	<u>建築物特定施設</u>
第 3 編第 3 章	527	1 行目	また、設備設計、構造設計を	また、 <u>建築設備</u> 、構造を
第 3 編第 5 章	547	8 行目	室内環境の確保	室内環境を確保
〃	548	33 行目	特定建築物所有者等の管理技術者業務の遂行に支障がないことの確認	特定建築物所有者等の確認
〃	548	34 行目	意見を聴取の上での確認により、	意見を聴取の上、
〃	554	32 行目	水道法の <u>水質基準</u>	水道 <u>水質基準</u>
第 3 編第 5 章	577	5 行目付近(表 8-2)	太陽電池発電設備 <u>10kW</u> 未満	太陽電池発電設備 <u>20kW</u> 未満
第 3 編第 9 章	585	10 行目	デファクト・スタンダード	デファクト・スタンダード
第 4 編第 1 章	623	28 行目付近	<u>18℃ ≤ 温度 ≤ 28℃</u>	<u>17℃ ≤ 温度 ≤ 28℃</u>
〃	627	25 行目付近(表 1-6)	1)、ア、イ、カ、 <u>ク、ケ</u>	1)、ア、イ、ウ、エ、カ、 <u>キ</u>
〃	627	26 行目付近(表 1-6)	1)、2)、ア、イ、カ、キ、 <u>ク、ケ</u>	1)、2)、3)、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、 <u>キ</u>
〃	627	29 行目付近(表 1-6)	1)、2)、ア、ウ、エ、オ、カ、 <u>ク、ケ</u>	1)、2)、3)、4)、ア、エ、カ、 <u>キ</u>
〃	627	30 行目付近(表 1-6)	1)、2)、ア、カ、キ、 <u>ク</u>	1)、2)、3)、オ、 <u>キ</u>
〃	628	36 行目付近	(削除)	・小規模建築物(階数が 2 以下で延べ面積が <u>500 m²</u> 以下)
〃	628	37 行目付近	・特定配慮特殊建築物の居室にあっては(四)又は(五)のいずれか	・次のイ及びロに該当するもの イ：高さ <u>31m</u> 以下 ロ：病院等の特定配慮特殊建築物用途以外の用途
第 4 編第 3 章	689	9 行目 10 行目	<u>超える</u>	<u>越える</u>
〃	691	18 行目 19 行目	<u>超える</u>	<u>越える</u>
第 4 編第 4 章	709	21～23 行目	<u>進入</u>	<u>侵入</u>